

## 大阪府東大阪市基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における大阪府東大阪市（以下、本市という。）の行政区域であり、概ねの面積は6,178ヘクタールである。

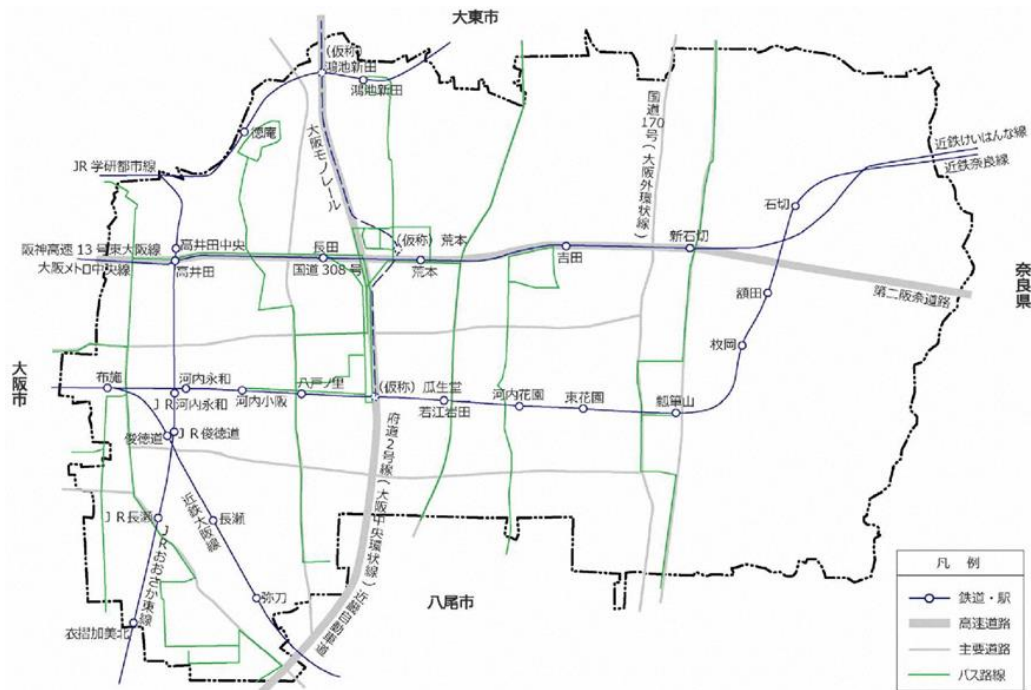
なお、本区域は、下記の環境省が選定した環境保全上重要な地域等を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

〔環境保全上重要な地域〕

- ・自然公園法に規定する国立・国定公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（生駒山）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（枚岡神社のアラカシ林）
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（生駒・信貴山麓、矢田丘陵地のため池群）
- ・「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（八尾ため池群・枚岡公園）

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）  
（地理的条件）

本市は大阪府東部に位置し、西は大阪市、北は大東市、南は八尾市、東は奈良県生駒市に隣接している。

(インフラの整備状況)

① 公共交通機関

本市には、OsakaMetro 中央線、近畿日本鉄道奈良線、同けいはんな線、同大阪線、JR おおさか東線が東西南北に走っており、市内に26の駅が存在する。また、2029年（令和11年）には大阪モノレールの延伸も計画されており、開通の暁には大阪国際空港へのアクセスが良くなるなど、本市の交通利便性がますます高まることが期待される。

② 主な道路網

本市には近畿自動車道と阪神高速道路東大阪線のJCTが所在しており、兵庫・京都・奈良・和歌山へのアクセスもよく、関西国際空港、大阪国際空港も1時間圏内である。

(人口分布の状況)

本市の人口は、令和2年国勢調査によると、493,940人である。日本の人口は平成20年（2008年）をピークに減少が進んでいるが、本市の人口は昭和50年（1975年）をピークに停滞し、平成2年（1990年）から減少しはじめており、今後も減少傾向が続くと予測されている。

また、今後の人口推計を年齢別でみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少し、65歳以上の老年人口は14万人前後で増減を繰り返すと予測されている。

(産業構造)

本市の基幹産業は製造業であり、事業所数は5,564事業所で、全国第5位（令和3年経済センサス活動調査）、事業所数が4,000以上ある市区町村のうち、事業所密度は全国トップと中小製造業が数多く集積しており「モノづくりのまち」として高い知名度を誇る。本市のモノづくりの起源は古く、弥生時代には銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られており、明治時代には生駒山の河川で水車を利用した伸線業が盛んに行われ、その後の本市を代表するネジ、ボルト、ナットへと発展した。市内には家電や自動車といった主要メーカーが存在せず、いわゆるピラミッド構造ではなく、市内の企業同士で連携し納品を行う「横請け・仲間請け」といわれる独自の構造となっている。

また、平成25年度には全国の自治体でも珍しい「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を施行し、市内製造業企業と住民の相互理解を図る取り組みを行っている

(教育機関・研究機関)

本市には近畿大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、東大阪大学の4つの大学があり、約30,000人の学生が通う学生のまちでもある。市内大学と本市との間では包括連携協定を締結しており、まちづくりや学術、教育、文化、産業の振興、人材育成などにおいて協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に向けた取り組みを進めている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、令和3年経済センサス活動調査によると製造業の事業所数は5,564事業所と全国5番目、事業所密度は全国トップ（事業所数が4,000以上ある市区町村）と全国でも有数の「モノづくりのまち」である。また、本市の事業所総数は24,575事業所であり、そのうち製造業が22.6%を占めていることや、本市の付加価値額1,072,929百万円のうち製造業は313,510百万円で全体の29.2%を占めていることから、製造業は本市の基幹産業である。

昭和58年の10,033事業所をピークに企業数は減少する傾向にある中、本市では、企業のライフサイクルを循環させ、これまでの製造品出荷額を維持・上昇させることをめざしている。

そこで、本市製造業の中で製品出荷額が多く、事業所数も多い金属製品製造業、プラスチック製品製造業の集積を生かし、本市の施策を組み合わせながら、当地における生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済波及効果により、地域経済の活性化を図る。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

|       | 現状     | 計画終了後    | 増加率  |
|-------|--------|----------|------|
| 付加価値額 | 166百万円 | 1,378百万円 | 730% |

#### (算定根拠)

1件あたり平均6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を16件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で1,378百万円の付加価値を創出することをめざす。

#### 【任意記載のKPI】

|                 | 現状 | 計画終了後 | 増加率  |
|-----------------|----|-------|------|
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | 2件 | 16件   | 700% |

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6, 889万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で5%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で4%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

東大阪市の金属製品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

令和3年経済センサス活動調査によると本市には24,575事業所が所在し、そのうち製造業については全事業所数の22.6%を占める5,564事業所が所在している。事業所単位の雇用者数については63,105人で、市産業全体の雇用者数の25.5%を占めており、さらに、本市の付加価値額1,072,929百万円のうち製造業は313,510百万円で全体の29.2%を占めている。中でも金属製品製造業は製造品出荷額等19,039,345万円で全国第1位、プラスチック製品製造業は製造品出荷額等11,284,700万円で全国第8位となっている。

本市にはトップシェア製品もしくは他社にない独自技術・製品を保有するいわゆるニッチトップ企業が169社あり（東大阪商工会議所調べ）、独自の高度な技術をもつ中小モノづくり企業等が数多く存在している。

また、本市では200社以上が参加する様々な異業種交流グループが存在し、他業種との連携を図ることで、新たな製品・技術開発が促進されるなど、成長ものづくり分野に取り組む土壌ができていると言える。

一方で、本市は大阪中心部への利便性が高いことから、住宅のニーズが高く、町工場が移

転した跡地に住宅が建つことが多くなってきており、近隣のモノづくり企業が操業しにくい環境となることがある。こういった事態を未然に防ぐため平成25年度に全国の自治体でも珍しい「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を施行し、市内全ての工業地域及び準工業地域の91%を「モノづくり推進地域」に指定した。モノづくり推進地域内で住宅を建てる際は一定のルールを設け、企業立地に関する支援施策を講じることで、市内製造業と住民の相互理解を図る取り組みにより、高度な技術力をもつ企業の集積に努めている。

また、大学との産学連携事業も盛んに行われていることも独自技術をもつ企業が集積している一因となっている。これまでに大学と産学連携事業を行ったプロジェクト数は本市が把握しているだけでも90件程あり、その中には、戦略的基盤技術高度化支援事業（現：成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業））を活用しCFRPの熱可塑性鍛造技術を開発した事例などがある。

そのほか、本市に所在する近畿大学大学院には、我が国初のプログラムを取り入れた「東大阪モノづくり専攻」が設置されている。本専攻で学ぶ大学院生は、東大阪を中心とする特徴ある技術を有する企業群を研究することを目的とした研究開発室に所属しながら、企業で実際の実務を経験しつつ、大学院で高度な専門教育と研究指導を受けている。本制度は、市内製造業事業者との連携の強化に有用であり、中小企業の活性化にも貢献している。

本市では、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構により「高付加価値化促進事業」（令和5年度予算額4,302千円）が実施されており、市内製造業の新規分野参入に向けた新たな商品開発や産学連携での商品開発等を支援している。また、本市では産学連携において、教員だけではなく学生との連携にも取り組み、若者の感性を活かした学生中心のアイデアを製品化につなげる活動を促進している。

さらに、平成28年度からは、医工連携事業を開始し、様々なプロジェクトを展開している。大阪大学大学院医学系研究科および医学部附属病院と連携し、健康・医療分野における研究成果や医療現場等における課題解決のためのイノベーションの実現に取り組む「産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ」に自治体として唯一参画するほか、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構による「東大阪市医工連携研究会」（令和5年4月1日現在61社が参加）では医療機器分野への参入支援を実施し、医工連携事業化促進事業（令和5年度8,000千円）では医療・ヘルスケア関係の製品等の開発も支援している。

本地域におけるこうした特性を生かし、これまで参入していなかった分野、例えば医療機器への部品・部材供給といった新製品開発・新技術開発を促進することにより、新たな成長産業分野に参入する等、新たな産業を創出し、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用の創出や地域内の事業者への高い経済的効果をもたらし、地域経済の活性化及び経済の好循環化を図る。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かし、市内製造業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①東大阪市住工共生のまちづくり事業

市民、モノづくり企業、市等が一体となって住工共生のまちづくりを推進するため、東大阪市住工共生のまちづくり条例を平成25年4月に施行した。これに伴い、その責務として、住工共生のまちづくりに関して必要な施策を実施している。

##### ア 住工共生モノづくり立地促進事業

市内のモノづくり推進地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し（工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用）製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助する。

##### イ 工場移転支援補助事業

市内工業専用地域及びモノづくり推進地域以外の地域から、市内の工業専用地域もしくはモノづくり推進地域への移転に対し、補助金を交付する。

#### ②固定資産税の課税免除措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を満たした事業者の固定資産税を課税免除すべく、条例を整備し、運用する。

#### ③地方創生関係施策

また、令和5年度から令和7年度にデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）を活用し、2025 大阪・関西万博への出展補助及び万博参画企業のプロモーションをすることにより市内企業の販路拡大機会の創出及び出展企業群を活用した都市ブランド形成事業を実施する。

#### ④大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

##### ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の5%（府内に本店等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

##### イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額 : 対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減  
限度額 : 産業集積促進地域ごとに2億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

② また、本市は東大阪市技術交流プラザという本市内に立地する製造業事業者約1,200社のデータベースを有し、専用ウェブサイトから企業またはコーディネーターに対して、問い合わせが可能となっている。技術交流プラザの利用を促進することで、市内企業への受注増加をめざす。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構による東大阪市医工連携プロジェクト創出事業

ア 医工連携研究会

市内製造業61社（令和5年4月1日現在）が参加しており、医療分野の部品・部材の供給を念頭に医療機器メーカーなどとの新規取引に向けてのマッチングや各種情報の提供を図る。

イ 医工連携事業化促進事業

市内製造業者が1社又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、医療・介護関連機器等を開発する際の機械装置導入にかかる経費・原材料費・共同研究費等を支援し、付加価値の高い製品の製造や技術研究を促進することにより、市内企業の健康・医療分野への参入、強化を図る。

② 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構による高付加価値化促進事業

市内中小企業者1社又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、新たな技術の研究や新製品の開発に向けた取り組み、また調査研究や講習会の開催など経営課題の解決に向けた活動に対して、補助金を交付する。

③ 東大阪ブランド推進事業

本市の事業者が製造した優れた最終製品を東大阪ブランド製品として客観的な視点で評価・認定することで当該製品の価値を高め、市内事業者の製品開発を促進する。

また、認定製品を有する事業者が相互に連携して東大阪ブランドのCI活動を行うことを通じて本市のモノづくりのまちとしての都市イメージの向上を図る

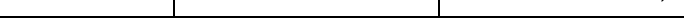
④ 府内ものづくり中小企業に対する総合的支援

大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)において、販路開拓や産学連携、知的財産活動など総合的な支援に取り組んでいる。

#### ⑤ 海外との商談機会の提供等ビジネス展開支援

大阪府では、大阪産業局と連携し、海外ビジネスサポートデスクや上海事務所を活用して、海外展示会等での商談支援を行うとともに、JETRO と連携し、成長産業分野の海外展示会への出展支援や海外バイヤーとのマッチング事業を行うなど、府内企業の海外販路開拓の支援に取り組んでいる。

#### (6) 実施スケジュール

| 取組事項                                  | 令和6年度                                                                                     | 令和7年度～<br>令和9年度                                                                         | 令和10年度<br>(最終年度)                                                                   |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【制度の整備】</b>                        |                                                                                           |                                                                                         |                                                                                    |
| ① 住工共生のまちづくり事業                        | 実施       |                                                                                         |  |
| ② 固定資産税の課税免除措置                        | 条例審議・実施                                                                                   | 実施  |                                                                                    |
| ③ 地方創生関係施策<br>(万博出展支援事業)              | 実施     |                                                                                         |                                                                                    |
| ④ ア企業立地促進補助金(大阪府)                     | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| ⑤ イ産業集積促進税制(大阪府)                      | 実施予定  |                                                                                         |                                                                                    |
| <b>【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】</b> |                                                                                           |                                                                                         |                                                                                    |
| ①大阪府オープンデータカタログサイト                    | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| ②技術交流プラザ                              | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| <b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>          |                                                                                           |                                                                                         |                                                                                    |
| 窓口の設置                                 | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| <b>【その他の事業環境整備】</b>                   |                                                                                           |                                                                                         |                                                                                    |
| ① 医工連携プロジェクト創出事業                      | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| ② 高付加価値化促進事業                          | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| ③ 東大阪ブランド推進事業                         | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |
| ④ 府内ものづくり中                            | 実施    |                                                                                         |                                                                                    |



|                        |    |  |  |
|------------------------|----|--|--|
| 小企業に対する総合的支援           |    |  |  |
| ⑤ 海外との商談機会の提供等ビジネス展開支援 | 実施 |  |  |

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、東大阪商工会議所、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構、一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構（DMO）、日本貿易振興機構（JETRO）、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）、近畿大学、本市との連携協定締結先である地方独立行政法人大阪産業技術研究所、公益財団法人大阪産業局、大阪信用保証協会などの地域に存在する支援機関と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 東大阪商工会議所

東大阪商工会議所では、事業承継や人材確保、金融に関連した資金繰り対策等、様々な経営上の課題解決に向けた支援等を行う。

#### ② 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構

「モノづくりワンストップ推進事業」を実施する。技術系・販路系コーディネーターを配置し技術コーディネーターによる市内企業への発注案件対応と、販路開拓コーディネーターによる販路開拓支援を効率よく連携させることで、技術・販路の両面からきめ細かく支援するワンストップサービスを市内企業全体に提供し、発注案件や販路開拓を支援する。

#### ③ 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

交流人口の拡大と地域の活性化を目指し、「住んでよし、訪れてよし、稼いでよし」の観光マネジメントの視点を持つ本市の観光地域づくりを推進する。製造現場を身近に体感してもらうオープンファクトリー「こーばへ行こう！」の実施を通じて「モノづくりのまち東大阪」の認知度向上と住工共生の理解促進、製造業の担い手確保につなげる。

#### ④ 日本貿易振興機構（JETRO）

ジェトロでは、国内の中堅・中小企業などが海外市場等で行う販路開拓や拠点設置、また、現地での活動円滑化に向けた支援を行っており、個別企業のニーズに応じてきめ細やかにサポートするとともに、越境ECの活用、知的財産の活用、日本の魅力発信などを通じて、日本企業の海外展開を支援している。本市から職員を派遣して、連携を図っている。

#### ⑤ ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する国内最大級の常設展示場を有する、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、

ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑥ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑦ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑧ 大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （１）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

### （２）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

P D C A サイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府東大阪市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。